

## 東京国税局市川税務署の 申告相談・総合窓口業務の一時中断・再開について

### 【概要】

- 3月29日（日）、市川税務署の職員（男性・二十代）が、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明しました。

### 【当該職員の従事状況】

- 当該職員は、主に税務署内部での事務処理に従事しており、税務署の総合窓口及び確定申告会場での業務には従事しておりません。  
また、3月27日（金）以降は、休暇及び自宅待機のため税務署での勤務はありません。

### 【市川税務署における対応】

- 市川税務署においては、毎日、確定申告会場及び総合窓口の消毒・清掃を実施しております。また、本日、当該職員が濃厚接触者であることが判明したことを受け、念のため、確定申告会場における申告相談及び総合窓口業務を一時中断しました。
- その上で、保健所の指導の下、当該職員が従事した区画を中心に、改めて、広範囲に消毒・清掃を行いました。
- なお、現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。
- 以上のように、保健所の指導の下、確定申告会場での申告相談及び総合窓口業務を再開する準備が整いましたので、3月30日（月）午後3時より再開することとしています。

### 【お知らせ】

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長されております。
- また、スマートフォン等によるe-Taxなど、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるような環境整備に努めており、ぜひ活用いただくよう、国税庁ホームページ等において広く周知広報を行っております。